

令和7・8年度(2025・2026年度)
入札参加資格審査申請書提出要領
(少額契約)

上島町役場 建設課

I 申請書類の提出について

この申請に係る資格は、入札及び見積に参加することができる資格であり、これをもって必ず指名されるという権利を得るものではありません。あらかじめご了承ください。

1. 少額契約業者登録制度について

- (1) この登録制度は、上島町入札参加資格審査申請（県内・工事）をしていない方でも、「少額で内容が簡易な工事等」の受注を希望する方を登録し、町が発注する工事等のうち小規模なものについて、積極的に業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) この登録制度の契約金額の範囲は、町が発注する公共施設等の小規模な工事・修繕等で、その内容が簡易で、かつ履行の確保が容易なもので、1件当たりの契約額が、500万円以下のものです。
- (3) 契約は、原則として複数の業者の競争により、町の予定価格より低い価格を提出した方の中で、一番低い価格を提出した方と契約することになります。
- (4) 施工は、上島町財務規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- (5) 受注した契約は、自ら履行することを原則とし、一括下請（丸投げ）及び町が認めた場合以外の下請けはできませんので、必ず自ら施工できる範囲の業種で登録してください。
- (6) この登録申請をした方は、町が小規模工事等を発注する際の指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

2. 登録できる方

上島町内に主たる事業所を置いている法人又は住所を有する個人の方です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は登録することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 契約締結能力を有しないもの
- (3) 破産者で復権を得ていないもの
- (4) 町税等の滞納があるもの
- (5) 上島町入札参加資格審査申請（県内・工事）を提出しているもの
- (6) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していないもの

※なお、過去の実績等（直近2ヵ年で5件以上等）を鑑みて適当と判断する場合は、町外業者の登録申請を受付することがある。

3. 提出期間及び提出先

- (1) 受付期間 定期受付：令和6年12月16日（月）から令和7年2月14日（金）まで
随時受付：令和7年4月1日（火）から令和8年12月28日（月）まで

(2) 提出先

〒794-2592

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210番地

上島町役場 建設課 管理用地・契約係 宛 **【入札参加資格申請書在中】**

電話：0897-77-2500

FAX：0897-77-4011

※ **【入札参加資格申請書在中】** と封筒の表に朱書きして下さい。

(3) その他

受領票の必要な方は、返信用封筒又は葉書に宛名を記載し、相応額の切手を貼付けしたものを同封してください。

※ 各種証明書は、申請書提出日前3カ月以内に発行されたものを提出してください。

※ 登録内容に変更が生じた場合は、入札参加資格等審査申請書変更届を変更後（廃止）後速やかに提出してください。

※ FAX及びメール等での受領通知は行いません。

※ 窓口での書類審査は行いませんので、ご了承下さい。提出書類に不備があった場合は、後日連絡致します。

※ 申請不備等で連絡をした日を含む7日以内に追加資料等が届かない場合は、着払いにて申請書を返送いたします。

※ 指定の色と異なったファイルで申請された場合は受け付けません。指定の色のファイルで再度申請していただきます。

※ 送達、未送達の間合せには、お答えしかねますので御了承ください。

4. 一般注意事項

(1) この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて申請日現在で記入してください。

(2) 数字は、アラビア数字（0、1、2、3）を用い、記入事項をあらかじめ印刷しているものについては該当項目を○印で囲んでください。

(3) 年号の大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRを用いて記入してください。

II 申請書類の作成について

1. 入札参加資格審査申請書（少額契約）記入上の留意事項

法人番号

法人の場合は、法人番号（※）を記入してください。（個人の場合は記入の必要はありません。）

（※）行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項の規定する法人番号。

商号又は名称

個人の場合は商号又は名称のあとに(個)と記入し、法人の場合は企業形態を次の略号により記入してください。

株式会社…(株)、有限会社…(有)、合名会社…(名)、合資会社…(資)、
合同会社…(合)、協同組合…(協組)、企業組合…(企組)

代表者の役職及び氏名

法人の場合には必ず「代表取締役」、「取締役社長」等役職名及び氏名(ふりがな)を記入してください。

1の欄

該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

申請を行うためには、チェックが入っていることが必要です。

(参考)

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契

約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2の欄

代表者に代わり、申請内容について責任をもって受け答えのできる者を記入してください。

4の欄

創業後、組織変更等の事項を詳しく記入してください。

(法人成り、合併、分割、営業譲渡等があった場合は必ず明記してください。行数が不足する場合は、追加するか、別紙としていただいても構いません。)

5の欄

創業から申請日までの営業年数を記入してください。(1年未満の期間は切り捨て)

なお、6の欄の記入内容と整合させてください。

6の欄

資本金額の欄は、法人の場合は、資本金及び自己資本金、個人の場合は自己資本金を記入してください。

7の欄

建設業以外に行っている営業の種類を記入してください。該当がない場合は該当なしと記入してください。

8の欄

上島町から工事の発注を希望する業種に「○」を記入してください。

9の欄

役員及び従業員の人数を記入してください。

従業員数のうち、「技術関係職員」の「有資格者」の人数は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する職員数を記入し、「その他職員」の人数は「有資格者」以外で技術関係に従事している職員数を記入してください。

なお、「その他職員」、「事務職員」は、申請者に直接雇用されている常用雇用労働者のみを計上し、出向者や派遣労働者は含めることはできません。

また、従業員数「計」の人数は、「有資格者」、「その他職員」、「事務職員」を合算した人。

■添付書類

記入した従業員数のうち、27の欄に記載されていない者については、次により在籍状況を証明する書類を添付してください。

[在籍状況]

ア 健康保険被保険者証の写し、(被保険者等記号・番号等は、マスキングをしてください) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、市町から通知される住民税特別徴収税

額決 定通知書の写しのいずれか

イ 社会保険に加入しておらずアを提出できないが雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

ウ 従業員が4人以下の個人事業所で、ア又はイを提出できない場合は、給与所得の源泉徴収票の写し、給与台帳等の写し及び出勤簿の写し。なお、新規採用等により源泉徴収票がない場合は、労働基準法施行規則第5条第3項に規定する書面の写し（労働契約における賃金に関する事項が明らかになる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。）

10の欄

申請日における満35歳未満の技術関係職員及び女性の技術関係職員の人数を記入してください。（満35歳未満の女性の技術関係職員の場合、両方に人数を計上してください。）

「技術関係職員」には、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する「有資格者」以外で技術関係に従事している職員も含まれます。

なお、本欄には、申請者に直接雇用されている常用雇用労働者（申請日以前に3カ月以上の雇用関係にある者に限る。）のみを計上し、代表者、役員、出向者及び派遣労働者は含めることはできません。

11の欄

過去2カ年の（令和4年12月1日～令和6年11月30日）において、国、県、市町村、公益法人、愛媛県建設産業団体連合会及び同連合会会員団体が主催する地域貢献活動へ参加した場合に、その活動状況について記入してください。

（例）河川や道路等の清掃活動、環境保全活動、交通安全推進運動への協力、高校生現場実習の受入れ等

■添付書類

該当する場合は、実施機関（主催者）が証明する「様式第2号 地域貢献活動の実績調書」を添付してください。（事業者単独による公共土木施設愛護事業については、当該事業者が実績調書を作成のこと。）

※なお、必要事項が証明されている既存の書類が存在する場合は、当該書類により代用することができます。

12の欄

過去2年間（令和4年12月1日～令和6年11月30日）において、大規模災害時における応急対策業務に関する協定等、本町との非常事態に関する協定に基づく応急対策業務を実施した場合に、当該協定の名称等を記入してください。

13の欄

（1）申請日における社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入状況について、該当するものを○で囲んでください。

■添付書類

添付する総合評定通知書において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が全て「有」又は「除外」になっている場合は社会保険等の加入状況に関する添付書類は不要。

添付する総合評定値通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、建設業許可及び経営事項審査における添付書類に準じ、当該事実を証する書類を添付してください。

(雇用保険)

- ・雇用保険料納入証明書
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

(健康保険)

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付額領収書

※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入等を証明する書類を添付してください。

(厚生年金保険)

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

(2)「就業規則への育児休業制度の規定」とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第2条に定義する育児休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署に届出を行っているものをいいます。

■添付書類

該当する場合は、労働基準監督署の受付印が押印されている就業規則の写しを添付してください。

(3)「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定」とは、同法に基づく当該行動計画を策定し、愛媛労働局に届出を行っているものをいいます。

■添付書類

該当する場合は、一般事業主行動計画の写し及び愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写しを添付してください。

14の欄

建設業労働災害防止協会加入の有無について該当するものを○で囲み、「有」の場合、加入年月を記入してください。

■添付書類

建設業労働災害防止協会愛媛支部長が発行する証明書の写しを添付してください。

15の欄

次の要件をすべて満たす第三者賠償責任補償保険への加入の有無について該当するものを○で囲み、「有」の場合、保険期間及びてん補限度額を記入してください。

- ① 工事中及び工事引渡し後に発生した不測の事故で第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償する保険（工事中・工事引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請負人に起因する損害を補償の対象に含むものであること。）
- ② 保険期間が1年以上の包括契約（入札参加資格申請を行う全業種について保険期間中のすべての工事を保険対象とするもの）であること。
- ③ 申請日の属する月の初日が保険期間に含まれているものであること。

■添付書類

第三者損害責任補償保険加入チェックリスト（様式第3号）を添付してください。

※各要件を満たしていることを確認できる書類（当該保険の勧誘証明書、保険期間、てん補限度額の記載されたもの）、保険証書の写し、約款の写しなどを添付してください。

16の欄

令和3年4月1日から令和6年11月30日までの間において、愛媛県公安委員会から委託を受けて、（公財）愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に基づく講習）を受講した者が、受講時から申請日現在まで引き続き在籍している場合、記入してください。

■添付書類

該当する場合は、不当要求防止責任者講習受講修了書の写しを添付してください。

17の欄

エコアクション21の認証・登録状況について記入してください。なお、適用範囲に示された認証・登録の対象活動範囲に、入札参加資格申請を行う業種が含まれない場合は、対象となりません。

■添付書類

該当する場合は、（一財）持続性推進機構が発行する認証・登録証の写しを添付してください。

18の欄

自ら所有又は2年以上の使用期間が定められたリース契約を行っている次に掲げる建設機械の台数を記入してください。

- A-① 建設機械抵当法施行令別表に規定する機械のうち経営事項審査で評価される機械「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクタショベル」、「モーターグレーダー」
- A-② 建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち「A-①」以外のもの
- B 建設業の用に供する船舶（独航機能を有するものも含む。）

■添付書類

〔機械の保有状況とリース契約の機械に係る申出書〕

記載した建設機械について保有状況等を「様式第4号 建設機械保有状況一覧表（入札参加資格審査申請用）」に記載し添付してください。また、記載した機械のうちリース期間が2年以上の使用期間に満たない建設機械については「様式第5号建設機械のリース契約に関する申出書（入札参加資格審査申請用）」を添付してください。

様式第4号の記入にあたっては、まず、A-①を記入してください。「名称」欄には、建設機械抵当法施行令別表の「名称」のうち、該当するもの（船舶の場合は一般的な名称）を記入してください。

〔機械の保有状況等に係る確認書類〕

A-①

添付書類は不要

A-②及びB

保有状況等を証明する書面として、固定（減価償却）資産台帳の写しに加え、次の書面を添付してください。

〔建設機械（購入の場合）〕

売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、車検証、特定自主検査記録表、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書等のいずれか

〔建設機械（リースの場合）〕

リース契約書等

〔船 舶〕

売買契約書、譲渡証明書、販売証明書、船舶検査証、登記簿謄本（登記事項証明書）、建設機械打刻検認証明書のいずれか

※なお、リースアップ後の機械等で財務諸表への計上がないもの、規格や能力が不明なものなどについては、追加資料（カタログや仕様書、写真等含む）を求める場合があります。また、法定の検査を受けていないなど稼働させることが違法な機械については評価対象とはなりません。

19の欄

(1) 「(1) 障害者雇用義務の有無」欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定により障害者を雇用する義務の有無について、令和6年6月1日現在の状況を記入してください。

建設業の場合は、常用雇用労働者数が概ね43.5名以上の場合に法定雇用義務があり（短時間労働者がいる場合や業種により異なる）、毎年6月1日時点の雇用状況を「障害者雇用状況報告書」により公共職業安定所（ハローワーク）に報告する必要があります。法定雇用義務の有無について不明な場合は、公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。

(2) 「(2) 障害者法定雇用義務がある者の法定雇用義務達成状況」欄は、「(1) 障害者雇用義務の有無」欄で「有」を○で囲んだ者のみ記入してください。

法定雇用義務達成の達成とは、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報

告書」(令和6年6月1日現在)において、「B 雇用の状況」の「⑫ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が0人である場合です。

(3) 「(3) 障害者の雇用の有無」欄は、「(1) 障害者雇用義務の有無」欄で「無」を○で囲んだ者のみ記入してください。

(4) 「(4) 雇用障害者情報」の欄は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号、障害等級又は障害区分を記入してください。(氏名の記入の必要はありません。)

■添付書類

ア 記入した雇用障害者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
イ 法定雇用義務を有する者については、公共職業安定所(ハローワーク)に提出した「障害者雇用状況報告書(令和6年6月現在)の写し(電子申請については申請画面の印刷)

20の欄

上島町に建設工事入札参加資格審査申請書(少額契約)を提出又は提出を予定している系列の企業(親・子会社)の有無について、該当するものに○を入れてください。「有」の場合、(1)又は(2)に記入し、申請者の役員のうち、(1)又は(2)に記入した企業の役員を兼任している場合は(3)に記入してください。

なお、ここで記入する系列企業(親子会社)とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算(他人名義も含む)において所有しているものをいいます。

21の欄

事業年度の年間平均完成工事高を工事種類別、発注者別に記入してください。なお、業種ごとの合計額は、各業種の年間平均完成工事高と一致させてください。

22の欄

事業年度の完成工事高を工事種類別、発注者別に記入してください。

23の欄

- ・建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者
 - ・建設業法施行令第28条に該当する者(監理技術者補佐)
 - ・建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者(基幹技能者)
- について記入してください。

(1) 「年齢」欄は、申請日時点の満年齢を記入してください。

(2) 「経験年月数」欄は、現所属の在職期間だけではなく、技術者としての総経験年数を記入してください。

(3) 「最終学校・学科名(卒業年月日)」欄は、建設業法第7条第2号イに該当する者のみ記入し、他の者については記入不要です。

(4) 「有資格区分コード」欄及び「講習受講」欄については、経営事項審査の技術職員名簿(建設業法施行規則別紙様式第25号の14別紙2)に使用するコード(有資格区分コードは、建設業法施行規則別表(4)及

び別表(5)に該当するもの。なお、能力評価基準によるレベル3技能者は「703」、レベル4技能者は「704」。講習受講は、受講の場合は「1」、それ以外は「2」を記入してください。

(附則第4条該当のコードは使用しないでください(例:11A))

(5) 有資格区分コード「001」、「002」、「003」、「004」、「005」、「064」、「073」、「074」又は「099」の記入がある実務経験者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル3(4)技能者については、担当している業種を2つ以内で選び、「業種コード」欄に該当する業種コードを記入してください。なお、業種コードは、技術職員名簿の記載要領中の「業種コード」に該当するものを記入してください。(上記実務経験者、監理技術者補佐、基幹技能者及びレベル3(4)技能者以外の有資格者については、業種コードの記入は不要です。)

(6) 「解体工事」欄については、令和3年6月30日に技術者要件に関する経過措置が終了していることから、11の欄「発注を希望する業種」で「解体」を選択している場合に、申請時点の保有する資格の状況(資格取得年、実務経験、登録解体工事講習の修了など)を確認のうえ、解体工事の技術者となり得る要件を満たす場合は「1」を記入してください。

※解体工事の入札参加資格審査を申請しない場合や、技術者となり得る要件を満たさない場合は、空欄にしてください。

(7) 技術職員の保有する資格の数が4つ以下のときは、次のように記入し、

氏名	年齢 (生年月日)	雇用年月日	経験年数	最終学校・学科名 (卒業年月日)	業種コード		有資格区分コード		講習受講		解体工事						
					業種コード	有資格区分コード	講習受講	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	講習受講					
1 愛媛 太郎	42 (S55.1.1)	H17.4.1	15年10月	愛媛大学工学部 土木工学科 (H17.3.31)	1	0	0	0	5	2	0	3	0	6	4	2	1

保有する資格の数が5つ以上のときは、次のように記入してください。

氏名	年齢 (生年月日)	雇用年月日	経験年数	最終学校・学科名 (卒業年月日)	業種コード		有資格区分コード		講習受講		解体工事						
					業種コード	有資格区分コード	講習受講	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	講習受講					
1 愛媛 太郎	42 (S55.1.1)	H17.4.1	15年10月	愛媛大学工学部 土木工学科 (H17.3.31)	1	0	0	0	5	2	0	3	0	6	4	2	1
2	()		年 月	()	1	7	3	2			1	5	0	2			

なお、欄が不足する場合は、この様式をコピーして記入することになりますが、1人の技術職員について有資格区分コードが2頁にわたらないように記入してください。

※技術職員の保有する資格について、もれなく記入してください。

(8) 「CPDS取得単位数」欄は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会が実施している継続学習制度の取得単位数を記入してください。

※専門工事業種に係る技術職員についても、取得単位がある場合には記入してください。

(9) 「建築CPD取得単位数」欄は、(公社)愛媛県建築士会((公社)日本建築士会連合会)が実施している建築士会継続能力開発(CPD)制度の取得単位数を記入してください。

※専門工事業種に係る技術職員についても、取得単位がある場合には記入してください。

(10) 「マスター該当 (担当業種)」欄は、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者 (建設マスター) について、担当業種を記入してください。

(11) 「若年」及び「女性」欄は、当該技術職員が、若年者 (申請日時点において満 35 歳未満の者) 又は女性に該当し、かつ申請日時点に在職している場合に、「○」を記入してください。(代表者、役員、出向者及び派遣労働者を除く。)

■添付書類

記入した技術職員について、次により資格を証明する書類を添付してください。

[資格]

ア 資格に係る合格証明書、免許証等、監理技術者資格者証の写し

イ 実務経験の場合は、履歴書等

ウ CPDS 取得単位数

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会が発行する CPDS 学習履歴証明書の写し (証明書の証明日が、添付する経営事項審査の総合評定値通知書審査基準日以降で、かつ、申請日から起算して過去 1 年以内のもの)

エ 建築 CPD 取得単位数

(公社) 愛媛県建築士会 ((公社) 日本建築士会連合会) が発行する建築士会継続能力開発 (CPD) 実績証明書の写し (証明書の証明日が、申請日から起算して過去 1 年以内のもの)

オ 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者 (建設マスター) 表彰状の写し

24 の欄

申請日における満 35 歳未満の技術関係職員について記入してください。申請者に直接雇用されている常用雇用労働者 (申請日以前に 3 カ月以上の雇用関係にある者に限る。) のみを記載し、代表者、役員、出向者及び派遣労働者を記載することはできません。

なお、27 の欄に記載されている者については、記入不要です。27 の欄の「若年」欄に「○」が付されている人数と本欄に記載される人数の合計が 10 人になるまで記入してください。

(1) 「年齢」欄は、申請日時点の満年齢を記入してください。

(2) 「職種」欄は、鉄筋工、左官、溶接工等、従事している職種を記入してください。

■添付書類

[資格等]

記入した技術関係職員について、技術職であることを証明する書類として次のいずれかを添付してください。

ア 別表に掲げる労働安全衛生法関係資格に係る免許証又は技能講習修了証の写し

イ 建設業退職金共済手帳の写し (共済証紙が貼付されているもの)

ウ 労働基準法第 107 条 (労働基準法施行規則第 53 条) の規定に基づく労働者名簿の写し

エ 個別の請負工事において作成される作業員名簿の写し（直近1年以内に作成されたもの）
オ 出勤簿（出面表）及び賃金台帳の写し（直近3カ月分）
カ 主任技術者・監理技術者となり得る資格に係る合格証明書、監理技術者資格者証の写し
キ （一社）全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS 学習履歴証明書の写し又は（公社）愛媛県建築士会（（公社）日本建築士会連合会）が発行する建築士会継続能力開発（CPD）実績証明書の写し

25の欄

申請日における女性の技術関係職員について記入してください。申請者に直接雇用されている常用雇用労働者（申請日以前に3カ月以上の雇用関係にある者に限る。）のみを記載し、代表者、役員、出向者及び派遣労働者を記載することはできません。

なお、23の欄に記載されている者については、記入不要です。23の欄の「女性」欄に「○」が付されている人数と本欄に記載される人数の合計が5人になるまで記入してください。

- (1) 「年齢」欄は、申請日時点の満年齢を記入してください。
- (2) 「職種」欄は、鉄筋工、左官、溶接工等、従事している職種を記入してください。

■添付書類

上記「24の欄」に記載されている添付書類と同様です。

26の欄

令和元年度～令和5年度の5年間に次の表彰受賞歴がある場合に、その表彰名と受賞年月日を記入してください。また、①～⑤の表彰については、表彰対象となった工事の業種及び工事名についても記入してください。

- ①愛媛県優良建設工事知事表彰
- ②四国地方整備局優良工事表彰
- ③四国地方整備局安全工事表彰
- ④四国地方整備局各事務所・管理所優良工事表彰
- ⑤四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰
※④⑤における「各事務所・管理所」は次のとおり。松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、肱川緊急治水対策河川事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、肱川ダム統合管理事務所及び松山港湾・空港整備事務所
- ⑥建設業退職金共済制度普及協力者表彰
（（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰）
- ⑦雇用改善優良事業所表彰
（厚生労働大臣、知事又は（一社）愛媛県建設業協会会長表彰）
- ⑧安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰
- ⑨障害者雇用優良事業所表彰
（厚生労働大臣、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、知事表彰）
- ⑩上島町優良建設工事町長表彰

■添付書類

該当する場合は、表彰状の写しを添付してください。

27の欄

「監督処分及び入札参加資格停止措置の状況」は、令和4年11月1日から令和6年10月31日までに受けた建設工事に係る建設業法に基づく監督処分（指示処分、営業停止処分又は許可取消処分（同法第29条第1項第4号の規定に基づく許可取消処分を除く。）をいう。）及び入札参加資格停止措置（上島町長が行った措置に限る。）の状況を記入し、該当がない場合は「該当なし」と記入してください。建設業法に基づく監督処分については、国土交通省や他都道府県など上島町以外の処分を含むものとします。

なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は簡潔に記入してください。

28の欄

金融機関名は支店名まで記入し、普通預金、当座預金のうち該当するものを○で囲んでください。

29の欄

「使用印」欄は入札契約等に用いる印を、「実印」欄は、法人の場合は法務局に登録している印鑑を、個人の場合は実印を押印してください。

Ⅲ 申請に関するその他のことについて

1 留意事項

- (1) 申請書類及びその添付書類に虚偽の記載をしたものは、資格の承認しない又は資格を取り消すことがあります。また、登録期間中に町税等の納付状況を調査したことにより滞納が確認された場合、滞納分の納付が確認されるまで入札（見積）参加の対象にならないことがあります。
- (2) 窓口での書類審査は行いませんので、申請書類に不備があった場合は、こちらから連絡いたしますので、指示に従ってください。再提出期限等の指示に従わない場合は、登録できないことがあります。また、提出書類について質問をする場合がありますので、提出書類一式の控えは必ず手元にお持ちください。
- (3) 提出書類の一部は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、本町は、「有資格者名簿等」を公表しております。

IV 申請内容の変更及び事業の廃止届について

1 変更届及び廃止届の提出時期

申請書提出後、令和9年(2027年)3月までの間において、次の「2 変更届が必要な変更事項」について変更が生じた場合は又は事業の一部若しくは事業の全部を廃止する場合は、入札参加資格等審査申請書変更届を変更後（廃止）後速やかに提出してください。

2 変更届が必要な変更事項

変更届は次の事項に変更が生じた場合、提出してください。

- (1) 本社の商号又は名称
- (2) 本社の所在地又は電話番号及びFAX番号
- (3) 代表者の職名、氏名又は印鑑（法人の場合）
- (4) 「競争入札への参加、契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に使用する印鑑」
- (5) 競争入札に参加を希望する許可等
- (6) 営業に必要な許可、認可等
- (7) 誓約・確認書又
- (8) 新たに上島町に住む従業員を雇用した場合上島町が発行している町県民税特別徴収額の決定通知書

3 変更届に必要な書類

変更内容により、競争入札参加資格審査変更届以外に、それぞれ次のような書類を提出してください。

- (1) 本社の商号又は名称
 - 会社又は法人の登記事項証明書
 - 印鑑証明書
- (2) 本社の所在地又は電話番号及びFAX番号
 - 会社又は法人の登記事項証明書
- (3) 代表者の職名、氏名又は印鑑（法人の場合）
 - 会社又は法人の登記事項証明書
- (4) 営業に必要な許可、認可等
 - 営業許可に必要な許可、認可等を得たことを証する書類

別表（項番23関係）

○労働安全衛生法に基づく免許試験

衛生管理者免許試験	高圧室内作業主任者免許試験
ガス溶接作業主任者免許試験	林業架線作業主任者免許試験
発破技士免許試験	クレーン・デリック運転士免許試験
移動式クレーン運転士免許試験	潜水士免許試験

○労働安全衛生法に基づく技能講習

コンクリート破砕器作業主任者技能講習	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	ずい道等の覆工作業主任者技能講習
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	足場の組立て等作業主任者技能講習
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	鋼橋架設等作業主任者技能講習
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
有機溶剤作業主任者技能講習	石綿作業主任者技能講習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	酸素欠乏硫化水素危険作業主任者技能講習
床上操作式クレーン運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習
ガス溶接技能講習	フォークリフト運転技能講習
ショベルローダー等運転技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用、解体用、基礎工事用)運転技能講習
不整地運搬車運転技能講習	高所作業車運転技能講習
玉掛け技能講習	

○建設機械抵当法施行令（抜粋） 別表〔第一条・第一三条〕

種 類	名 称	範 围
1 掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのタッチメントを有するもの
	連続式バケット掘削機	走行装置及び二キロワット以上の掘削用原動機を有するもの
2 基礎工事用機械	くい打ち機及びくい抜き機	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が〇・五トン以上のもの
	グラウトポンプ	原動機及びグラウトポンプ用ミキサーを有するもの
	ペーパードレーンマシン	
	大口径掘削機	スクリー式でないもの
	アースオーガー	
	地下連続壁施工用機械	
3 トラクター類	トラクター	自重が三トン以上のもの
	ブルドーザー	
	トラクターショベル	バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの
4 運搬機械	スクレーパー	積載容量が三立方メートル以上のもの
	機関車	
	運搬車	積載重量が一五トン以上のもの
5 起重機類	ジブクレーン	つり上げ能力が三トン以上のもの
	タワークレーン	
	デリッククレーン	
	ケーブルクレーン	巻上げ装置、走行装置及び原動機を有し、つり上げ能力が二トン以上のもの
	ウインチ	二キロワット以上の原動機を有するもの
	エレベーター	
6 ボーリング機械	ボーリングマシン	三キロワット以上の原動機を有するもの
	ドリルジャンボ	鑿（さく）岩機を支持するアームが二本以上のもの
	クローラードリル	
7 トンネル機械	たて坑掘進機	
	トンネル掘進機	
	シールド掘進機	
	ずり積み機	
8 整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が五トン以上のもの
	スタビライザー	
	アグリゲートスプレッダー	
	ロードローラー	自重が八トン以上のもの
	タイヤローラー	
振動ローラー	自走式のものにあつては自重が八トン以上のもの、被牽（けん）引式のものにあつては自重が二トン以上のもの	
9 碎石・選別機械	フィーダー	三キロワット以上の原動機を有するもの
	クラッシャー	ジョークラッシャー、ジャイレクトリークラッシャー、コーンクラッシャー、ロールクラッシャー、インパクトクラッシャー、ロッドミル又はボールミルで、三キロワット以上の原動機を有するもの

	選別機	トロンメル、パイプレイティングスクリーン又はクラッシュファイヤーで、三キロワット以上の原動機を有するもの
	ウォッシャー	ドラムウォッシャー又はスクリューウォッシャーで、三キロワット以上の原動機を有するもの
10	コンクリート機械	
	セメント空気輸送機	フラクソー式輸送機又はキニオンポンプ
	コンクリートプラント	骨材貯蔵びん、計量装置及びミキサーを有するもの
	コンクリートミキサー	混練容量が〇・三五立方メートル以上のもの
	コンクリートポンプ	排送能力が毎時五立方メートル以上のもの
	コンクリートブレーサー	打設能力が毎時一〇立方メートル以上のもの
	アジテーターカー	ゴムタイヤ式でないもの
11	舗装機械	
	アスファルトフィニッシャー	敷きならし装置、仕上げ装置、走行装置及び原動機を有するもの
	アスファルトプラント	コールドエレベーター、骨材乾燥機、ホットエレベーター、ふるい分け装置、骨材貯蔵びん、アスファルト溶解がま及びミキサーを有するもの
	アスファルトクッカー	
	コンクリートフィニッシャー	振動機及び原動機を有するもの
	コンクリートスプレッダー	原動機を有するもの
	コンクリートペーパー	装軌式のもの
12	船舶	
	しゅんせつ船	ポンプしゅんせつ船、ディッパーしゅんせつ船又はグラブしゅんせつ船で、独航機能を有しないもの
	砕岩船	独航機能を有しないもの
	起重機船	
	くい打ち船	
	コンクリートミキサー船	
	サンドドレーン船	
土運船	鋼製で、独航機能を有しないもの	
	作業台船	
13	その他	
	空気圧縮機	一四キロワット以上の原動機を有するもの
	サンドポンプ	二九キロワット以上の原動機を有するもの
	発動発電機	発電機容量が一五キロボルトアンペア以上のもの